

## 古都指定及び指定基準に関する検討経緯

### 1. 古都指定に関する検討経緯

#### □ 政令指定都市の指定基準（再掲）

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。

第一 ①長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は②時代を代表する歴史上重要な文化の中心地

#### ①について

都市名	意見	内 容
吉野町	不適合	(第 2 回(S41)) 皇居のあった期間は大体 12 年前後と、期間的に非常に短く、長期に存在したというのは困難(事務局)。
太宰府市	不適合	(第 7 回(S43)) 全国的な政治の中心地として取り上げることができるかという点、限定的に解釈すべきではないか(事務局)。
	緩和	(同)「全国的」を少し緩めると、九州一円、西国一円の政治の中心として長く続いた(委員)。
	緩和	(第 9 回(S43)) 7 世紀の中頃から 12 世紀までの長期にわたり全国的な政治の中心地であった(専門委員会報告)。
大津市	緩和	(第 11 回(S44)) 短期間の藤原宮が指定されており、期間はあまり問題ではない(委員)。
	不適合	(第 12 回(S45)) 未だわが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等の実態が確認されていない(専門委員会報告)。
	緩和	(同) 短期間であるが、わが国の政治上は非常に重要な古都であり、遺跡から判明すれば指定すべき(委員)。

#### ②について

都市名	意見	内 容
吉野町	不適合	(第 2 回(S41)) 時代を代表する歴史上重要な文化の中心地であったというのは困難(事務局)。
太宰府市	不適合	(第 8 回(S43)) 文化的な価値についてもう少し調査を必要とする(事務局)。

第二 ③史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的資産が、④広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市であること。

③について

都市名	意見	内 容
太宰府市	不適合	(第 8 回(S43)) 史跡がだいぶ前から指定することになっているが、地元の反対があつて公示が未だにできていない(委員)。
	不適合	(第 12 回(S45)) 昭和 41 年以来文化財保護法による特別史跡、太宰府跡の指定区域拡張をめぐつて地元住民の反対が強く未だに解決を見るに至っていない(専門委員会報告)。

④について

都市名	意見	内 容
向日市 大阪市 横浜市	不適合	(第 9 回(S43)) すでに市街化が進んでおり、別途の法令等によって保全を図られたい(専門委員会報告)。

第三 ⑤市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵犯の恐れがあるため、⑥積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある都市であること。

⑤について

都市名	意見	内 容
吉野町	不適合	(第 2 回(S41)) 人口減少傾向で市街化の圧力はあまり見られない(事務局)。
太宰府市	適合	(第 2 回(S41)) もうあの横まで家が建ってきている(委員)。
	適合	(第 5 回(S42)) 非常に侵されてきているので、何らか関係づけられないかと言われたことがある(委員)。
	適合	(第 8 回(S43)) 時機を逸した。裏の方の山の中でもずうっとブルドーザーが入っている(委員)。
横浜市	緩和	(第 8 回(S43)) 金沢文庫のある浄妙寺周辺もだいぶにぎやかで、これも少し遅いのだろうが、鎌倉の一部だと思う(委員)。
太宰府市 平泉町等	緩和	(第 45 回(H10)) 現在は開発の恐れがなくても古都指定を検討する(意見具申)。

⑥について

都市名	意見	内 容
吉野町	不適合	(第 2 回(S41)) 国立公園や風致地区指定によって保護されている(事務局)。
宇治市	不適合	(第 11 回(S44)) 平等院及びその附近は風致地区に指定されており、重ねて指定する必要はない(専門委員会報告)。

その他

都市名	意見	内 容
宇治市	一体化	(第 9 回(S43)) 古都京都と一体として取り扱われるべきである(専門委員会報告)。
	不適合	(第 11 回(S44)) 京都との地域的一体性は弱い(専門委員会報告)。

## 2. 指定基準に関する検討経緯

第2回歴史的風土審議会（昭和41年）で示された政令指定都市の指定基準は、古都指定の無秩序な拡大を抑制するために厳格に運用されてきたため、現在に至るまでその見直しは行われていない。

しかしながら、1. に示すように、これまでも度々指定基準の解釈について意見が述べられてきている中、平成10年の意見具申では、第三要件（開発圧力との関係）について新たな方向性が示された。（資料7-1参照）

このため、大津市の古都指定（平成15年）の検討では、近江大津京が5年という期間だったことに起因して、第一要件中の「長期にわたって」の解釈、及び「歴史上重要な文化の中心地」の「文化」への限定の是非について、多くの議論が交わされた。

### 第4回歴史的風土部会（平成15年6月30日）における 政令都市指定基準に対する委員発言の整理

方向性	基本的考え方 (委員発言より)	方法・変更案 (委員発言より)
解釈の変更	歴史、文化を議論している審議会なので、過去の指定基準は大事にしたい。	「長期」については、短期であっても政治的に重要な意味があるものは、法律を拡大解釈しても良いのではないか。
		古都保存法ができた当初は「長期」として、限定的にする必要があったが、時代が変わった現在、「長期」という言葉はあまり重要視せずに解釈をする方がよい。
		「長期にわたって」は、「又は」以下にはかかっていると解釈できる。「長期」と「時代を代表する」の時間の概念が重複してしまうため、かからないと解釈するのが正しい。「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」は長期にわたらなくて良い。
修正	昭和40年代につくられた指定の考え方・精神は大事に継承していく前提で、細かな部分については時代に応じて少しずつ書き込みがあってもおかしくないと思う。	「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」は「文化」に限定する必要は全くない。 「歴史上重要な文化の中心地」 ⇒「歴史上重要な政治、文化の中心等」
		「長期」という時間的要素に匹敵する重要なものがあれば、「長期」という言葉をなくした新しい基準にする可能性は考えられる。
新要件の追加	3つの指定要件の中で無理矢理解釈するとか多少加えるということではなく、新たに1項目加えるという考え方もある。	—（提示されていない）